

令和6年度 日本遺産「鯖街道」周遊バスツアー支援事業補助金実施要綱
(令和6年度旅行商品造成に対する補助金)

1 事業の目的

日本遺産「鯖街道」周遊バスツアー支援事業は、テーマ性を持って日本遺産「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国（みけつくに）若狭と鯖街道～」(以下「日本遺産「鯖街道」という。)の構成文化財を巡るバスツアーを企画する旅行会社を支援し、全国で唯一の「日本遺産プレミアム」の魅力を、県内外を問わず発信するとともに、日本遺産構成文化財を核とした嶺南地域周遊の促進を図ることを目的として補助金を交付する。

2 補助金交付の対象

(1) 補助対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)および同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による第一種旅行業、第二種旅行業または第三種旅行業の登録を受けている団体

(2) 補助対象期間

令和6年12月3日から令和7年3月31日までの間を出発日として催行される旅行

※なお、先着順に受付のうえ、予算の上限に達し次第、募集を締切る。

(3) 補助対象事業

補助金の交付対象事業は、次に掲げる要件をすべて満たす旅行商品とする。

- ・ 貸切バスを利用し、福井県内を観光する9名以上(乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース)の旅行商品である。
 - ※ 「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」のいずれも対象とする。
 - ※ 行程の一部に鉄道、航空機等を利用する旅行商品も対象とする。
- ・ 日本遺産「鯖街道」の構成文化財等を2箇所以上かつ嶺南地域の観光地を1箇所以上訪問すること。ただし、単に土産物施設に立ち寄る場合や単に食事をとる場合は、観光地を訪問したとはみなさない。
- ・ テーマ性のあるツアー内容とし、日本遺産「鯖街道」構成文化財等および観光地もテーマに沿った施設を選定すること。
- ・ 日本遺産「鯖街道」構成文化財等の見学は、可能な限り解説付きとすること。
- ・ 以下の旅行でないこと。
 - ア 国、地方公共団体、公的団体が実施する会議、研修旅行
 - イ 宗教活動、政治活動を目的とした旅行

3 補助額

バス1台当たり25,000円以下

ただし、1事業者当たり250,000円を限度額とする。

4 申請等の手続

(1) 補助金の申請

補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を（2）に定める受付期間中に福井県に1部提出すること。

	内容	備考
①	補助金交付申請書（別記様式第1号）	
②	事業実施計画書	
③	収支予算書	
④	（募集型企画旅行の場合） 募集用チラシまたはパンフレット （受注型企画旅行の場合） お客様に提出した企画書	旅行行程（移動手段を含む）、旅行代金、観光地（2箇所以上の日本遺産構成文化財等および1箇所以上の嶺南地域の観光地を確認できること）、ツアーのテーマ等が明記されていること。
⑤	貸切バスを利用することが分かる書類 （バス手配・回答書の（写）など）	手配したバス会社、バス代金が明記されていること。
⑥	県税に滞納が無いことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（別記様式第4号）および地方消費税の納税証明書	申請をしようとするものが次の団体である場合を除く （1）法人県民税ならびに法人事業税および地方法人特別税が非課税である法人 （2）収益事業を行わず法人県民税ならびに法人事業税および地方法人特別税が非課税である任意団体 （3）収益事業を行わないため、法人県民税の均等割のみ課税され、かつ減免を受けた団体

(2) 受付期間

令和6年12月3日から令和7年3月14日まで

※ 補助金交付申請は、初の旅行催行日の15日前（15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに提出すること。

※ ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限に達し次第、募集を締切る。

(3) 交付決定

福井県は、補助金の交付申請があったとき、当該申請に係る書類により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行う。予算の制約により補助対象外となった事業については、他の補助事業等が中止になった場合に限り、改めて審査の上交付決定を行う。

(4) 申請書類提出先

福井県交流文化部文化課 歴史遺産グループ

(住所) 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

(TEL) 0776-20-0580 (FAX) 0776-20-0661

(E-mail) bunka@pref.fukui.lg.jp

(5) 中止・変更

補助事業を中止する場合や補助対象事業の要件を満たさなくなった場合等、補助額に変更が生じる場合（例：天候等により旅行行程を変更し、要件を満たさなくなった場合、補助対象となるバス台数に変更が生じた場合）は、速やかに中止・変更報告書（別記様式第2号）を福井県に提出すること。

(6) 実績報告

申請者は、補助事業が完了した日（帰着日を基準）から起算して30日を経過する日または令和7年4月10日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を福井県に提出すること。

	内容	備考
①	実績報告書（別記様式第3号）	
②	・貸切バスを利用したことが分かる書類 （バス請求書(写)またはクーポン(写)など)	・利用日、ツアー名（団体名）、参加者数が確認できること。
③	旅行行程表	実際に催行した行程表
④	請求書（別記様式第5号）	
⑤	収支決算書	

(7) 補助金の交付等

補助金は、原則として、事業完了後に実績報告の内容を審査し、不備が無いことを確認した後、支払請求書の提出から1か月以内に申請者が指定する銀行口座（日本国内の口座に限る）へ振り込む。

5 その他

(1) 福井県は、虚偽の申請またはその他不正の手段により補助金の交付を受けた申請者に対しては、交付決定を取り消すことができる。

(2) この要綱に定めのない事項については、福井県が別に定める。